

# 穴水町耐震改修促進計画【概要版】

## 1 耐震改修促進計画の概要と耐震化の必要性

### 1-1. 計画の目的

平成 25 年に大規模な地震の発生に備え、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施義務や、耐震改修計画の認定基準の緩和措置を講ずるなど、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するために「建築物の耐震改修の促進に関する法律（2013 年 11 月改正（平成 25 年））」が改正されました。

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（2013 年 11 月改正（平成 25 年））」や「石川県耐震改修促進計画（2017 年 3 月改定（平成 29 年））」の内容を踏まえ、2007 年度（平成 19 年度）に策定した「穴水町耐震改修促進計画」の改定を行うものです。

### 1-2. 計画の概要

#### 1) 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（2013 年 11 月改正（平成 25 年））」および「石川県耐震改修促進計画（2017 年 3 月（平成 29 年））」を踏まえ、本町における住宅・多数の者が利用する建築物等（旧特定建築物）の耐震診断・耐震改修を促進するための計画として定めるものです。

#### 2) 計画期間

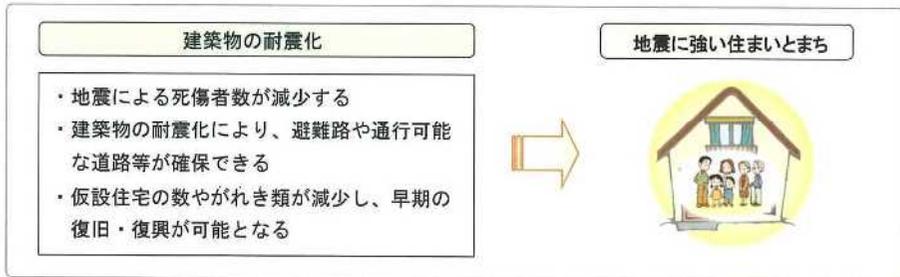
本計画は、2019 年度（令和元年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までを対象に、耐震化促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。なお、必要に応じて目標や計画内容を見直します。それ以外にも制度の見直しや大規模な災害が発生した場合には、必要に応じて見直すこととします。

#### 3) 耐震化を促進する建築物

住宅及び多数の者が利用する建築物等のうち、建築基準法の構造規定が大きく改正される前に建築された建築物を対象に耐震化を促進します。

### 1-3. 耐震化の必要性

東海、東南海、南海、首都直下型などの大地震の脅威が切迫し、いつどこで発生するかわからない地震に対して備えておく必要があります。過去の地震被害の多くは建築物の倒壊等によるものであったことから、住宅・建築物の耐震化を図ることは地震対策を行う上で重要といえます。



## 2 耐震化率の現状と目標

### 2-1. 住宅の現状耐震化率と目標

住宅の現状耐震化率<sup>※</sup>は、2019 年度（令和元年度）現在で約 48%となっており、2006 年度末（平成 18 年度末）から 2019 年度（令和元年度）の 13 年間で耐震化率が約 14%増加しています。

国の「国土強靱化アクションプラン 2015」では、2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 82%を 2020 年度（令和 2 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。また県は、2013 年度（平成 25 年度）の耐震化率 76%を 2025 年度（令和 7 年度）に 95%にすることを目標に掲げています。町では、国、県の目標値を踏まえ、2028 年度（令和 10 年度）の耐震化率目標を 95%に設定します。

#### ■ 住宅の現状耐震化率 ■



#### ■ 住宅の耐震化率の目標 ■



※耐震化率：耐震性を有する建築物の割合のこと。耐震性を有する建築物とは、昭和 57 年以降に建築（新耐震）された建築物数と昭和 56 年以前に建築（旧耐震）された建築物数のうち、耐震性のある建築物（昭和 56 年以前建築の耐震性ありについては、国の調査に基づく耐震性あり掛率を乗じて建築物数を算出）。



## 2-2. 多数の者が利用する建築物等の現状耐震化率と目標

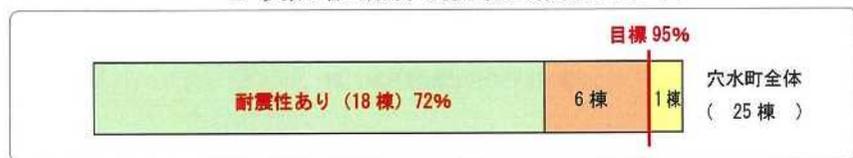
### 1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は72%（18棟/25棟）となっています。

国の「国土強靱化アクションプラン 2015」では、2013年度（平成25年度）の耐震化率85%を2020年度（令和2年度）に95%にすることを目標に掲げています。また県は、2015年度（平成27年度）の耐震化率86%を2025年度（令和7年度）に95%にすることを目標に掲げています。町では、耐震化率の推移と国、県の目標値を踏まえ、2019年度（令和元年度）の耐震化率72%を2028年度（令和10年度）までに95%にすることを目標に設定します。

2028年度（令和10年度）までに目標95%を達成するためには、6棟の耐震化が必要となります。

#### ■ 多数の者が利用する建築物の現状耐震化率 ■



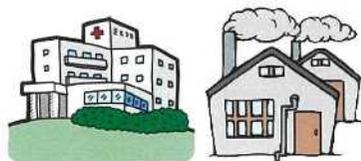
#### ■ 多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標 ■



### 2) 危険物を貯蔵する建築物

火薬類、石油類、その他一定数量以上の危険物の貯蔵、処理を行う建築物は、地震発生時に万が一倒壊に至った場合、多大な被害につながるおそれがあります。

町の調査によれば、これに該当する建築物が3件ありましたが、旧耐震の建築物ではありませんでした。



## 3 耐震改修促進に向けた取り組み

### 3-1. 耐震診断、耐震改修の補助制度

地震による木造住宅の倒壊を未然に防ぎ、町民の安全を確保するため、町では耐震診断、耐震改修工事及びブロック塀の撤去に要する費用の補助を行なっています。

#### ■ 補助制度 ■

・耐震診断補助制度	地震に対する住宅の安全性を確認する耐震診断への補助	上限9万円 診断費用の3/4以内
・耐震改修工事費補助制度	住宅の耐震改修工事に対する補助	上限150万円
・ブロック塀撤去補助	危険なブロック塀の倒壊による通行人の被害を未然に防止し、その安全を確保するため、ブロック塀を撤去する費用を補助する制度	上限10万円 危険ブロック塀が道路に面する部分の面積1㎡につき4,000円を乗じた額

### 3-2. 相談・支援体制

耐震化へ向けて町の相談窓口の充実を図ります。また、県や関係団体とも連携を強化し、住民のあらゆる相談に対応できる環境整備を目指します。

#### ■ 相談・支援体制 ■

・相談窓口の強化	町の相談窓口以外にも、県窓口や「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」と連携し、住宅等の所有者の補助制度や地震対策に関する疑問に対応できるように相談体制を強化
・県と連携	石川県建築住宅課、県土木事務所と連携し、町と県が同様な情報を共有し、相談が行える体制づくりを整備
・いしかわ住宅相談住情報ネットワークと連携	耐震診断、耐震改修の詳細な相談や悪徳業者等とのトラブル相談など、総合的な相談窓口として「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」の周知を図る

### 3-3. 普及啓発活動

より多くの住宅・建築物の所有者へ耐震化に関する情報が提供されるように、さまざまな手法を利用して普及啓発を行っていきます。また、2018年7月（平成30年）に「いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会」が設立されました。町では協議会を通じて耐震化の情報を収集するとともに、協議会と連携して普及啓発を行っていきます。

#### ■ 普及啓発の手法 ■

- ・普及啓発パンフレット等の整備
- ・インターネット、広報誌等の活用
- ・地域防災訓練時の周知
- ・関連制度の周知
- ・起震車体験 など



出典：いしかわ住宅耐震ネットワーク協議会、(一財)日本建築防災協会の普及用パンフレット